



第 757 号

発行所 新潟市役所
新潟市学校町通1番町602番地1
発行人 新潟市長 篠田 昭
毎月 15日 発行
(発行定日が休日に当
たるときは繰り下げ)
印刷所 長 谷 川 印 刷
新潟市小針1丁目11番8号
金235円(税込)

目次

規則

7 新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 …………… 2

告 示

61	住民票の職権消除について	2
62	市道区域の決定について	2
63	市道路線の一部供用開始について	3
64	認可地縁団体の告示変更	3
65	住民票の職権消除について	3
66	放置自転車等の撤去・保管について	3
67	認可地縁団体の告示変更	3
68	認可地縁団体の告示変更	3
69	認可地縁団体の告示変更	4
70	認可地縁団体の告示変更	4
71	認可地縁団体の告示変更	4
72	認可地縁団体の告示変更	4
73	認可地縁団体の告示変更	4
74	公示送達書	4
75	公示送達書	4
76	公示送達書	4
77	市道区域の変更について	4
78	市道路線の名称変更について	4
79	認可地縁団体の告示変更	5
80	国際親善名誉市民の称号の贈呈について	5
81	豪雪による災害に係る市税の納期限等の延長について	5
82	住民票の職権消除について	5
83	新潟市農用地利用集積計画について	6
84	新潟市農用地利用集積計画について	6
85	新潟市農用地利用集積計画について	6
86	新潟市議会定例会の招集について	6
87	公示送達書	6
88	公示送達書	6
89	公示送達書	7
90	公示送達書	7

91	公示送達書	7
92	認可地縁団体の告示変更	7
93	市道区域の決定について	7
94	市道路線の供用開始について	7
95	住居表示の実施による町若しくは字の区域の新設若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更について	7
96	住居表示の実施による町若しくは字の区域の新設若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更について	7
97	虚偽の転出届出について	8
98	公示送達書	8
99	公示送達書	8
100	地籍調査事業の地図及び簿冊の公示について	8
101	結核予防法による医療機関の辞退について	8
102	住民票の職権消除について	8
103	放置自転車等の撤去、保管について	9
104	公示送達書	9
105	生活保護法による医療機関の指定申請について	9
106	生活保護法による医療機関の廃止届について	9
107	生活保護法による介護機関の指定申請について	9
108	自動車臨時運行許可番号標の失効告示について	9

選挙管理委員会告示

3	在外選挙人名簿からの抹消について	10
4	選挙長等の選任及び選挙長事務を取り扱う 場所について	10
5	豊栄土地改良区総代総選挙の選挙期日等に ついて	10
6	投票用紙の様式等について	10
7	新潟市農業委員会委員選挙人名簿の縦覧に ついて	11

- 8 豊栄土地改良区総代総選挙における当選人の住所及び氏名について 11
- 9 豊栄土地改良区総代総選挙における当選証書を付与した者の住所及び氏名について 11
- 10 選挙人名簿の縦覧について 11
- 11 在外選挙人名簿の縦覧について 12

農業委員会告示

- 2 2月定例農地部会の招集について 12

東農業委員会告示

- 2 2月定例総会の招集について 12

南農業委員会告示

- 2 2月定例農地部会の招集について 12

北農業委員会告示

- 3 2月定例総会の招集について 13

西農業委員会告示

- 2 2月定例農地部会の招集について 13

巻農業委員会告示

- 2 2月定例総会の招集について 13

水道局告示

- 5 新潟市指定給水装置工事事業者の指定について 14
- 6 新潟市指定給水装置工事事業者の事業の廃止について 14

規 則

新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成18年 2 月17日

新 潟 市 長 篠 田 昭

新潟市規則第 7 号

新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例（平成17年新潟市条例第114号）の施行期日は、平成18年 2 月17日とする。

告 示

新潟市告示第61号

住民票の職権消除について

住民基本台帳法第 8 条および同法施行令第12条第 4 項の規定に基づき告示します。

平成18年 2 月 1 日

新 潟 市 長 篠 田 昭

- 1 職権消除日

平成18年 1 月24日

- 2 職権消除者の住所・氏名
別紙名簿のとおり

職権消除対象者名簿一覧表

	住 所	氏 名
1	新潟市紫竹 3 丁目21番 5 号	水野谷 淳
2	新潟市紫竹 3 丁目21番 5 号	松島 慎作
3	新潟市山木戸 4 丁目12番19号	水野谷俊宏
4	新潟市南笹口 1 丁目15番27号	本間 和弘
5	新潟市旭町通 2 番町5239番地 1	畠山 恵三
6	新潟市東堀前通10番町1792番地 2	椎田 秀行
7	新潟市本町通10番町1799番地	木村 英子
8	新潟市寺尾朝日通16番20号	廣瀬 貴志
9	新潟市寺尾上 1 丁目 6 番42号	山田 隆子
10	新潟市小新 1 丁目 4 番25号	石川 好春
11	新潟市大野町3458番地 1	鈴木 勝雄
12	新潟市川岸町 3 丁目17番地28	長坂 喜男
13	新潟市宝町14番17号	米山 禎則
14	新潟市万代 2 丁目 3 番34号	小柳 明
15	新潟市寺尾台 2 丁目 4 番13号	渡邊 正延

新潟市告示第62号

市道区域の決定について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、市道区域を次のように決定する。

なお、関係図面は告示の日から 2 週間新潟市都市整備局土木部土木総務課において、一般の縦覧に供する。

平成18年 2 月 1 日

新潟市長 篠田 昭

路線名	区 間	敷 地 の	
		幅員(m)	延長(m)
南 4 - 116号線	新潟市近江二丁目313番 8 地先から	3.6 ～4.0	54.3
	新潟市近江二丁目313番 4 地先まで		

新潟市告示第63号

市道路線の一部供用開始について
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に
基づき、次の市道路線の一部供用を開始する。

なお、関係図面は告示の日から 2 週間新潟市都市整備
局土木部土木総務課において、一般の縦覧に供する。

平成18年 2 月 1 日

新潟市長 篠田 昭

路 線 名	区 間	一 部 供 用 開始年月日
南 4 - 116号線	新潟市近江二丁目313番 8 地先から 新潟市近江二丁目313番 4 地先まで	平成18年 2 月 1 日

新潟市告示第64号

認可地縁団体の告示変更

地方自治法第260条の 2 第11項の規定により届け出が
あったので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成18年 2 月 3 日

新潟市長 篠田 昭

- 1 名 称 浦ノ入自治会
- 2 変 更 事 項 代表者の氏名 （省 略）
及び住所 （省 略）
- 3 変更の年月日 平成18年 1 月15日
- 4 変 更 の 理 由 総会の議決による代表者の変更

新潟市告示第65号

住民票の職権消除について

住民基本台帳法第 8 条及び同法施行令第12条第 4 項の
規定に基づき告示します。

平成18年 2 月 7 日

新潟市長 篠田 昭

- 1 職権消除日 平成18年 2 月 6 日
- 2 職権消除対象者の住所・氏名
住所：新潟市竹野町72番地 2
氏名：清水 昭次

新潟市告示第66号

放置自転車等の撤去・保管について

新潟市自転車等放置防止条例第 9 条第 2 項の規定によ

り、放置自転車を下記のとおり撤去し、保管したので同
条例第11条第 1 項により告示する。

平成18年 2 月 8 日

新潟市長 篠田 昭

- 1 放 置 場 所 新潟駅万代口周辺
- 2 撤 去 台 数 自転車 54台
- 3 撤 去 年 月 日 平成18年 1 月 4 日から
平成18年 1 月30日まで
- 4 保管返還場所 自転車等保管所
（新潟市花園 2 丁目54番地先）
- 5 保 管 期 間 平成18年 2 月 9 日から
平成18年 8 月 8 日まで
- 6 返還日及び時間 月曜日から金曜日（但し、国民の
祝日に関する法律に規定する休日
及び12月29日から翌年の 1 月 3 日
までの日は除く）
午前 9 時から午後 5 時まで
- 7 返還に必要なもの
 - (1) 運転免許証、健康保険証、その他身分を証明でき
るもの。
 - (2) 自転車等の鍵又は保証書、その他返還を受けよう
とする自転車利用者等であることを証明できるも
の。
 - (3) 印 鑑
 - (4) 撤去保管に要する費用
自転車 1,000円

なお、この告示にかかる自転車等で、上記保管期間経
過後においても利用者等の引取がないものは、新潟市自
転車等放置防止条例第11条第 2 項の規定に基づき本市に
おいて処分する。

新潟市告示第67号

認可地縁団体の告示変更

地方自治法第260条の 2 第11項の規定により届け出が
あったので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成18年 2 月 9 日

新潟市長 篠田 昭

- 1 名 称 松山自治会
- 2 変 更 事 項 代表者の氏名 （省 略）
及び住所 （省 略）
- 3 変更の年月日 平成18年 1 月22日
- 4 変 更 の 理 由 総会の議決による代表者の変更

新潟市告示第68号

認可地縁団体の告示変更

地方自治法第260条の 2 第11項の規定により届け出が
あったので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成18年 2 月 9 日

新 潟 市 長 篠 田 昭

- 1 名 称 潟頭自治会
2 変 更 事 項 代表者の氏名 (省 略)
及び住所 (省 略)
3 変更の年月日 平成18年1月1日
4 変 更 の 理 由 総会の議決による代表者の変更

新潟市告示第69号

認可地縁団体の告示変更

地方自治法第260条の2第11項の規定により届け出があったので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成18年2月9日

新 潟 市 長 篠 田 昭

- 1 名 称 中郷屋自治会
2 変 更 事 項 代表者の氏名 (省 略)
及び住所 (省 略)
3 変更の年月日 平成17年12月24日
4 変 更 の 理 由 総会の議決による代表者の変更

新潟市告示第70号

認可地縁団体の告示変更

地方自治法第260条の2第11項の規定により届け出があったので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成18年2月9日

新 潟 市 長 篠 田 昭

- 1 名 称 五ヶ浜自治会
2 変 更 事 項 代表者の氏名 (省 略)
及び住所 (省 略)
3 変更の年月日 平成18年1月22日
4 変 更 の 理 由 総会の議決による代表者の変更

新潟市告示第71号

認可地縁団体の告示変更

地方自治法第260条の2第11項の規定により届け出があったので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成18年2月9日

新 潟 市 長 篠 田 昭

- 1 名 称 安尻自治会
2 変 更 事 項 代表者の氏名 (省 略)
及び住所 (省 略)
3 変更の年月日 平成17年12月26日
4 変 更 の 理 由 総会の議決による代表者の変更

新潟市告示第72号

認可地縁団体の告示変更

地方自治法第260条の2第11項の規定により届け出があったので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成18年2月9日

新 潟 市 長 篠 田 昭

- 1 名 称 栄町自治会
2 変 更 事 項 代表者の氏名 (省 略)
及び住所 (省 略)
3 変更の年月日 平成17年12月30日
4 変 更 の 理 由 総会の議決による代表者の変更

新潟市告示第73号

認可地縁団体の告示変更

地方自治法第260条の2第11項の規定により届け出があったので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成18年2月9日

新 潟 市 長 篠 田 昭

- 1 名 称 馬堀下組自治会
2 変 更 事 項 代表者の氏名 (省 略)
及び住所 (省 略)
3 変更の年月日 平成18年1月1日
4 変 更 の 理 由 総会の議決による代表者の変更

新潟市告示第74号

公 示 送 達 書

「省 略」

新潟市告示第75号

公 示 送 達 書

「省 略」

新潟市告示第76号

公 示 送 達 書

「省 略」

新潟市告示第77号

市道区域の変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、市道区域を次のように変更する。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市都市整備局土木部土木総務課において、一般の縦覧に供する。

平成18年2月10日

新 潟 市 長 篠 田 昭

路線名	区 間	変前 後 更別	敷 地 の	
			幅員(m)	延長(m)
荻 川 新 津 線	新潟市川口字乙636番1 地先から	前	2.4 ～8.0	925.5
	新潟市新津字山谷北533 5番1地先まで	後	13.0 ～39.0	925.5

新潟市告示第78号

市道路線の名称変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第 8 条第 1 項の規定に基づき認定した市道路線名称を次のように変更する。

なお、関係図面は告示の日から 2 週間新潟市都市整備局土木部土木総務課において、一般の縦覧に供する。

平成18年 2 月10日

新 潟 市 長 篠 田 昭

新 路 線 名	旧 路 線 名	起 点 地 番
		終 点 地 番
白 根 1 ー 5 2 5 号 線	吉上 9 号線	新潟市新飯田7052番 1
		新潟市新飯田7616
白 根 1 ー 5 2 6 号 線	庄瀬49号線	新潟市庄瀬7971
		新潟市庄瀬7968
白 根 1 ー 5 2 7 号 線	上八枚 9 号線	新潟市上八枚1794
		新潟市上八枚213番 1

新潟市告示第79号

認可地縁団体の告示変更

地方自治法第260条の 2 第11項の規定により届け出があったので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成18年 2 月13日

新 潟 市 長 篠 田 昭

1 名 称	横土居自治会
2 変 更 事 項	代表者の氏名（省 略） 及び住所（省 略）
3 変更の年月日	平成18年 1 月16日
4 変 更 の 理 由	総会の議決による代表者の変更

新潟市告示第80号

国際親善名誉市民の称号の贈呈について

国際親善名誉市民の称号の贈呈について、新潟市国際親善名誉市民条例第 2 条の規定により、下記の者に本市の国際親善名誉市民の称号を贈ったので、同条例第 4 条の規定により告示する。

平成18年 2 月13日

新 潟 市 長 篠 田 昭

1 称号を受けた者の氏名	駐新潟大韓民国総領事館領事 孫 鐘基
2 称号を受けた者の国籍	大韓民国
3 贈呈期日および場所	平成18年 2 月 9 日 新潟市
4 業績	新潟市と大韓民国との交流発展、ならびに新潟市の国際親善に大きく寄与したこと

新潟市告示第81号

豪雪による災害に係る市税の納期限等の延長について

新潟市市税条例（昭和37年条例第 2 号）第 7 条の 2 第 1 項（災害等による期限の延長）の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限（以下「納期限等」という。）について、次の表に掲げる地域に住所若しくは居所のある納税義務者及び特別徴収義務者又は次の表に掲げる地域に主たる事務所又は事業所のある納税義務者及び特別徴収義務者に係る納期限等が平成18年 1 月 8 日以降に到来するものについては、その納期限等を別途告示で定める期日まで延長する。

平成18年 2 月13日

新 潟 市 長 篠 田 昭

都道府県名	指 定 地 域
新 潟 県	中魚沼郡津南町のうち大字大赤沢丁、大字結東寅、大字結東子、大字結東丑、大字秋成一万二百番地から一万五百番地
長 野 県	下水内郡栄村大字堺一万七千五百七十番地から一万八千五百番地

新潟市告示第82号

住民票の職権消除について

住民基本台帳法第 8 条および同法施行令第12条第 4 項の規定に基づき告示します。

平成18年 2 月14日

新 潟 市 長 篠 田 昭

- 職権消除日
平成18年 2 月13日
- 職権消除対象者の住所・氏名
別紙名簿のとおり

職権消除対象者名簿一覧表

	住 所	氏 名
1	新潟市茜ヶ丘 4 番 1 号	高橋ちづ子
2	新潟市茜ヶ丘 4 番 1 号	高橋 和子
3	新潟市横越上町 3 丁目 3 番26号	山澤 一豊
4	新潟市横越中央 2 丁目 9 番 7 号 カーサパストラル201号	中村 悟
5	新潟市茜ヶ丘 9 番 1 号 レオパレス雅201号	遠藤 英樹
6	新潟市茜ヶ丘 9 番 1 号 レオパレス雅201号	小川真奈美

新潟市告示第83号

新潟市農用地利用集積計画について

農業経営基盤促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により告示する。

なお、同計画は次の場所に備えて置いて縦覧に供する。

平成18年 2 月14日

新潟市長 篠田 昭

1 新潟市農用地利用集積計画を備え置く場所

新潟市役所

産業経済局農林水産部食と花の推進課

（新潟市学校町通一番町602番地1）

黒埼支所 産業課

（新潟市大野町2843番地1）

新津支所 農・産業振興課

（新潟市程島2009番地）

白根支所 農政課

（新潟市白根1235番地）

豊栄支所 産業経済課

（新潟市葛塚3197番地）

小須戸支所 産業課

（新潟市小須戸120番地）

横越支所 農政商工課

（新潟市横越中央1丁目1番1号）

亀田支所 農政商工課

（新潟市泉町3丁目4番5号）

岩室支所 産業観光課

（新潟市西中860番地）

西川支所 農政課

（新潟市旗屋585番地1）

味方支所 産業課

（新潟市味方1544番地）

潟東支所 産業課

（新潟市三方1番地）

月潟支所 産業課

（新潟市月潟535番地）

中之口支所 産業課

（新潟市中之口626番地）

巻支所 農政課

（新潟市巻甲2690番地1）

新潟市告示第84号

新潟市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により告示する。

なお、同計画は次の場所に備え置いて縦覧に供する。

平成18年 2 月14日

新潟市長 篠田 昭

1 新潟市農用地利用集積計画を備え置く場所

新潟市役所

産業経済局農林水産部食と花の推進課

（新潟市学校町通一番町602番地1）

岩室支所 産業観光課

（新潟市西中860番地）

西川支所 農政課

（新潟市旗屋585番地1）

味方支所 産業課

（新潟市味方1544番地）

潟東支所 産業課

（新潟市三方1番地）

月潟支所 産業課

（新潟市月潟535番地）

中之口支所 産業課

（新潟市中之口626番地）

新潟市告示第85号

新潟市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により告示する。

なお、同計画は次の場所に備え置いて縦覧に供する。

平成18年 2 月14日

新潟市長 篠田 昭

1 新潟市農用地利用集積計画を備え置く場所

新潟市役所

新津支所 農・産業振興課

（新潟市程島2009番地）

新潟市告示第86号

新潟市議会定例会の招集について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定に基づき、平成18年 2 月新潟市議会定例会を次のとおり招集するので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年 2 月15日

新潟市長 篠田 昭

1 招集の日時 平成18年 2 月22日（水）

午後1時30分

2 招集の場所 新潟市議会議場

新潟市告示第87号

公 示 送 達 書

「省 略」

新潟市告示第88号

公 示 送 達 書

「省 略」

新潟市告示第89号

公 示 送 達 書

「省 略」

新潟市告示第90号

公 示 送 達 書

「省 略」

新潟市告示第91号

公 示 送 達 書

「省 略」

新潟市告示第92号

認可地縁団体の告示変更

地方自治法第260条の2第11項の規定により届け出があったので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成18年 2 月17日

新 潟 市 長 篠 田 昭

- | | |
|-------------|----------------------------|
| 1 名 称 | 升潟自治会 |
| 2 変 更 事 項 | 代表者の氏名 (省 略)
及び住所 (省 略) |
| 3 変更の年月日 | 平成18年 1 月15日 |
| 4 変 更 の 理 由 | 総会の議決による代表者の変更 |

新潟市告示第93号

市道区域の決定について

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、市道区域を次のように決定する。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市都市整備局土木部土木総務課において、一般の縦覧に供する。

平成18年 2 月17日

新 潟 市 長 篠 田 昭

路線名	区 間	敷 地 の	
		幅員(m)	延長(m)
東 3 - 622号線	新潟市河渡庚217番2地先から	6.0 ～11.0	209.3
	新潟市河渡庚189番23地先まで		
東 3 - 623号線	新潟市河渡庚210番1地先から	6.0 ～10.1	170.9
	新潟市河渡庚189番28地先まで		
東 3 - 624号線	新潟市河渡庚189番1地先から	6.0 ～10.3	42.0
	新潟市河渡庚189番4地先まで		

東 3 - 625号線	新潟市河渡庚189番10地先から	6.0 ～10.3	42.0
	新潟市河渡庚189番13地先まで		

新潟市告示第94号

市道路線の供用開始について

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の市道路線の供用を開始する。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市都市整備局土木部土木総務課において、一般の縦覧に供する。

平成18年 2 月17日

新 潟 市 長 篠 田 昭

路 線 名	区 間	供用開始 年 月 日
東 3 - 622号線	新潟市河渡庚217番2地先から 新潟市河渡庚189番23地先まで	平成18年 2 月17日
東 3 - 623号線	新潟市河渡庚210番1地先から 新潟市河渡庚189番28地先まで	
東 3 - 624号線	新潟市河渡庚189番1地先から 新潟市河渡庚189番4地先まで	
東 3 - 625号線	新潟市河渡庚189番10地先から 新潟市河渡庚189番13地先まで	

新潟市告示第95号

住居表示の実施による町若しくは字の区域の新設若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更について

住居表示に関する法律 (昭和37年法律第119号) 第5条の2第1項の規定に基づき、別図1に示す町の区域および名称を別図2に示すとおり変更するので、その案を告示する。

平成18年 2 月20日

新 潟 市 長 篠 田 昭

付 記

公示された案にかかる町または字の区域内に住所を有し、新潟市の議会の議員および長の選挙権を有するもので、この案に異議あるときは、政令の定めるところにより市長に対し公示の日から30日を経過する日までに、その50人以上の連署をもって理由を付してこの案に対する変更の請求をすることができる。

新潟市告示第96号

住居表示の実施による町若しくは字の区域の新設若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更について

住居表示に関する法律 (昭和37年法律第119号) 第5条の2第1項の規定に基づき、別図1に示す町の区域および名称を別図2に示すとおり変更するので、その案を告示する。

平成18年 2 月20日

新 潟 市 長 篠 田 昭

付 記

公示された案にかかる町または字の区域内に住所を有し、新潟市の議会の議員および長の選挙権を有するもので、この案に異議あるときは、政令の定めるところにより市長に対し公示の日から30日を経過する日までに、その50人以上の連署をもって理由を付してこの案に対する変更の請求をすることができる。

新潟市告示第97号

次の者について平成17年11月16日届出の転居届は虚偽の届出であることが判明したため、平成17年11月16日から平成18年 2 月13日までの間に発行された住民票の写しおよび印鑑登録証明書は無効ですので告示します。

平成18年 2 月20日

新 潟 市 長 篠 田 昭

住所 新潟市浦興野228番地

氏名 近藤 稔

新潟市告示第98号

公 示 送 達 書

「省 略」

新潟市告示第99号

公 示 送 達 書

「省 略」

新潟市告示第100号

地籍調査事業の地図及び簿冊の公示について

新潟市間瀬地域内の土地について、国土調査法による地籍調査を実施のうえ、地図及び簿冊を作成したので同法第17条 1 項の規定により告示する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

平成18年 2 月22日

新 潟 市 長 篠 田 昭

記

- 1 地図及び簿冊の名称
 - ・新潟市地籍図
 - ・新潟市間瀬の地籍簿
- 2 地図は平成16年度測量、簿冊は平成17年10月31日現在の状況により調査して作成されたものである。
- 3 閲覧期間
 - ・平成18年 2 月24日から平成18年 3 月15日までの20日間
- 4 閲覧場所
 - ・新潟市岩室支所及びすこやかセンター「やすら木」
- 5 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は上記の関

覧期間内に当該調査を行った者に対し、直接又は告示した市長を経由して、訂正の申し出をすることができる。

6 誤り等訂正の申し出は、書面によることとなっているので各自印章を持参すること。

7 誤り等訂正申出の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

8 閲覧は期間中毎日 9 時から17時までの間とする。

新潟市告示第101号

結核予防法による医療機関の辞退について

結核予防法第36条第 4 項の規定に基づき、下記の医療機関は、その指定を辞退したので結核予防法施行令第 2 条の 6 により告示する。

平成18年 2 月23日

新 潟 市 長 篠 田 昭

記

名 称	開 設 者	所 在 地	指定年月日
佐藤内科 医院	佐 藤 保	新潟市本馬越 2 － 8 － 14	平成17年 12月31日
ひばり丘 医院	西 方 み つ	新潟市松浜 5 － 15－ 4	平成18年 1 月31日

新潟市告示第102号

住民票の職権消除について

住民基本台帳法第 8 条及び同法施行令第12条第 4 項の規定に基づき告示します。

平成18年 2 月24日

新 潟 市 長 篠 田 昭

1 職権消除日

平成18年 2 月20日

2 職権消除対象者の住所・氏名

別紙名簿のとおり

職権消除対象者名簿一覧表

	住 所	氏 名
1	新潟市信濃町 4 番12号	齋藤 亮
2	新潟市沼垂東 6 丁目 2 番15号	本間 清彦
3	新潟市万代 5 丁目 5 番12号	渡邊 聡
4	新潟市木場2185番地	渡辺 憲治
5	新潟市東青山 1 丁目19番地 2	渡邊 敏夫
6	新潟市西小針台 1 丁目12番21号	鈴木 リサ
7	新潟市姥ヶ山 1 丁目 2 番12号	神田 善夫
8	新潟市南紫竹 2 丁目 1 番14号	別所 雅人

新潟市告示第103号

放置自転車等の撤去、保管について

新潟市自転車等放置防止条例第10条第2項の規定により、放置自転車等を下記のとおり撤去し、保管したので、同条第11条第1項の規定により告示する。

平成18年 2 月24日

新潟市長 篠田 昭

- 1 放置場所 白山駅周辺、東堀通、学校町通
- 2 撤去台数 自転車 5台
原動機付自転車 1台
- 3 撤去年月日 平成17年12月26日から
平成18年 2 月13日
- 4 保管返還場所 西土木事務所
- 5 保管期間 平成18年 2 月25日から
平成18年 8 月24日まで
- 6 返還日及び時間 平成18年 3 月22日から
平成18年 3 月24日の3日間
午前 9 時00分から午後 5 時00分
- 7 返還に必要なもの
 - (1) 運転免許書、健康保険証その他身分を証明できるもの
 - (2) 自転車等の鍵又は保証書その他返還を受けようとする自転車等の利用者であることを証明できるもの。
 - (3) 印鑑
 - (4) 撤去保管に要する費用

自転車 1,000円 原動機付自転車 1,500円
なお、この告示にかかる自転車等で、上記保管期間経過後においても利用者等の引取りがないものは、新潟市自転車等放置防止条例第11条第2項の規定に基づき、本市において処分する。

新潟市告示第104号

公 示 送 達 書

「省 略」

新潟市告示第105号

生活保護法による医療機関の指定申請について
(告示)

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（第55条において準用する同法第49条）の規定により、指定医療機関等を指定し次のとおり告示する。

平成18年 2 月28日

新潟市長 篠田 昭

名 称	所 在 地	指定年月日
花 園 歯 科 新 潟 駅 前 診 療 所	新潟市花園1-2-2 コー プシティ花園「ガレツ」2F	平成18年 1 月 1 日
新井内科・消化器科 ク リ ニ ッ ク	新潟市川岸町 2 丁目 8 - 2	平成18年 2 月 3 日

新潟市告示第106号

生活保護法による医療機関の廃止届について
(告示)

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項の規定により、指定医療機関等から廃止した旨の届出があったことを次のとおり告示する。

平成18年 2 月28日

新潟市長 篠田 昭

名 称	所 在 地	廃止年月日
ひ ば り 丘 医 院	新潟市松浜 5 丁目15 番 4 号	平成18年 1 月31日
佐藤医院（亀田）	新潟市亀田下早通 2 丁目 1 番13号	平成18年 1 月24日
あ お ば 歯 科 ク リ ニ ッ ク	新潟市西古津 1 番 4 号	平成18年 1 月31日

新潟市告示第107号

生活保護法による介護機関の指定申請について
(告示)

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を指定し、次のとおり告示する。

平成18年 2 月28日

新潟市長 篠田 昭

事業所の名称	所 在 地	指定した居宅 サービスの種類	指 定 年月日
有限会社ケーワ	新潟市有明大橋町 5 番 5 号	居宅介護支援	平成17年 9 月 1 日

新潟市告示第108号

自動車臨時運行許可番号標の失効告示について

下記の自動車臨時運行許可番号標は、貸与を受けた者より回収不能となり、有効期間満了の日以降無効とする。

平成18年 2 月28日

新潟市長 篠田 昭

記

- 1 番号 標 番号 新潟725号
- 2 有効期間満了年月日 平成17年 3 月23日

選挙管理委員会告示**新潟市選挙管理委員会告示第 3 号**

在外選挙人名簿からの抹消について

国内の市町村において住民票が新たに作成された日後
4 か月を経過した者を、在外選挙人名簿から抹消した。

平成18年 2 月 2 日

新潟市選挙管理委員会

委員長 石田 瑞穂

1 抹消した者の数 6 人

(男 2 人, 女 4 人)

根拠法令 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条
の11第 2 号

新潟市選挙管理委員会告示第 4 号

選挙長等の選任及び選挙長事務を取り扱う場所
について

平成18年 2 月22日執行予定の豊栄土地改良区総代総選挙における各選挙区の選挙長, その職務代理者及び選挙立会人並びに選挙長事務を取り扱う場所について次のとおり定める。

平成18年 2 月 3 日

新潟市選挙管理委員会

委員長 石田 瑞穂

選挙長及びその職務代理者並びに選挙長事務を取り扱う場所

(省 略)

根拠法令 土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)
第 8 条第 1 項, 第 3 項, 第 5 項及び第 7 項

新潟市選挙管理委員会告示第 5 号

豊栄土地改良区総代総選挙の選挙期日等について

- 1 豊栄土地改良区総代総選挙を平成18年 2 月22日に行う。
- 2 投票時間は午前 9 時から午後 3 時までとする。
- 3 選挙すべき総代の数は次のとおりである。

(1) 第 1 選挙区 30 人

(2) 第 2 選挙区 20 人

平成18年 2 月15日

新潟市選挙管理委員会

委員長 石田 瑞穂

根拠法令 土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)
第 6 条第 3 項及び第 4 項

新潟市選挙管理委員会告示第 6 号

投票用紙の様式等について

平成18年 2 月22日執行の豊栄土地改良区総代総選挙における投票用紙の様式等について次のとおり定める。

平成18年 2 月15日

新潟市選挙管理委員会

委員長 石田 瑞穂

- 1 投票用紙の様式 別紙のとおり
- 2 投票用紙の色
第 1 選挙区 白色とする。
第 2 選挙区 緑色とする。
- 3 印刷する文字の色 黒色とする。
- 4 投票用紙の印 投票用紙に押すべき印は, 豊栄土地改良区の印とし, 黒色で刷込みとする。

根拠法令 土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)
第11条第 1 項

別紙 投票用紙様式

裏

○
の箇所に各選挙区の番号を刷り込みとする。

二
候補者でない者の氏名は、書かないこと。

一
候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

○ 注意

こうはしやしめい
候補者氏名

表

○

平成十八年二月二十二日執行
豊栄土地改良区総代総選挙投票

豊
栄
土
地
改
良
区
印

新潟市選挙管理委員会告示第 7 号

新潟市農業委員会委員選挙人名簿の縦覧について
平成18年 1 月 1 日現在をもって調製した新潟市農業委員会委員選挙人名簿、新潟市東農業委員会委員選挙人名簿、新潟市南農業委員会委員選挙人名簿、新潟市北農業委員会委員選挙人名簿、新潟市西農業委員会委員選挙人名簿及び新潟市巻農業委員会委員選挙人名簿について次のとおり縦覧に供する。

平成18年 2 月20日

新潟市選挙管理委員会
委員長 石田 瑞穂

1 縦覧期間 平成18年 2 月23日から
平成18年 3 月 9 日まで

2 縦覧場所 新潟市役所本館 1 階警備室

根拠法令 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第 1 項

新潟市選挙管理委員会告示第 8 号

豊栄土地改良区総代総選挙における当選人の住所及び氏名について
平成18年 2 月22日執行の豊栄土地改良区総代総選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成18年 2 月22日

新潟市選挙管理委員会
委員長 石田 瑞穂
当選人の住所及び氏名 別紙のとおり（別紙省略）
根拠法令 土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）
第21条第 2 項

新潟市選挙管理委員会告示第 9 号

豊栄土地改良区総代総選挙における当選証書を付与した者の住所及び氏名について
平成18年 2 月22日執行の豊栄土地改良区総代総選挙における当選証書を付与した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成18年 2 月22日

新潟市選挙管理委員会
委員長 石田 瑞穂
当選人の住所及び氏名 別紙のとおり（別紙省略）
根拠法令 土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）
第22条第 2 項

新潟市選挙管理委員会告示第10号

選挙人名簿の縦覧について
平成18年 3 月 2 日付けで選挙人名簿に登録する者の氏

名、住所及び生年月日を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成18年 2 月24日

新潟市選挙管理委員会

委員長 石田 瑞穂

- 1 縦覧の期間 平成18年 3 月 3 日から
平成18年 3 月 7 日まで
- 2 縦覧の場所 新潟市役所本館 1 階警備室
根拠法令 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条
第 1 項

新潟市選挙管理委員会告示第11号

在外選挙人名簿の縦覧について

平成18年 3 月 2 日までに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成18年 2 月24日

新潟市選挙管理委員会

委員長 石田 瑞穂

- 1 縦覧の期間 平成18年 3 月 3 日から
平成18年 3 月 7 日まで
- 2 縦覧の場所 新潟市役所本館 1 階警備室
根拠法令 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条
の 7 第 2 項

農業委員会告示

新潟市農業委員会告示第 2 号

2 月定例農地部会の招集について

新潟市農業委員会 2 月定例農地部会を下記のとおり招集する。

平成18年 2 月22日

新潟市農業委員会

農地部会長 近 藤 武 正

記

- 1 日 時 平成18年 2 月28日（火）午後 2 時00分
- 2 場 所 新潟市役所 第 2 分館 4 階
2－401会議室
- 3 会議に付すべき案件
議案第 6 号 新潟市農用地利用集積計画の決定について
議案第 7 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について
議案第 8 号 農地法第 3 条許可申請に関する処分決定

について

議案第 9 号 農地法第 4 条許可申請に関する意見決定

について

議案第10号 農地法第 5 条許可申請に関する意見決定

について

議案第11号 買受適格証明願に関する意見決定について

議案第12号 買受適格証明願に関する処分決定について

東農業委員会告示

新潟市東農業委員会告示第 2 号

2 月定例総会の招集について

新潟市東農業委員会 2 月定例総会を下記のとおり招集する。

平成18年 2 月22日

新潟市東農業委員会

会長 小 島 正 智

記

- 1 日 時 平成18年 2 月28日（火）午後 3 時30分
- 2 場 所 新津支所 401会議室
- 3 会議に付すべき案件
議案第 5 号 新潟市農用地利用集積計画の決定について
議案第 6 号 農地法第 3 条許可申請に関する処分決定について
議案第 7 号 農地法第 5 条許可申請に関する意見決定について
議案第 8 号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について

南農業委員会告示

新潟市南農業委員会告示第 2 号

2 月定例農地部会の招集について

新潟市南農業委員会 2 月定例農地部会を下記のとお
り招集する。

平成18年 2 月22日

新潟市南農業委員会

農地部会長 石 田 伸 一
記

- 1 日 時 平成18年 2 月28日（火）午後 2 時00分
- 2 場 所 白根支所 大会議室（4 階）
- 3 会議に付すべき案件

議案第10号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案第11号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について

議案第12号 農地法第 3 条許可申請に関する処分決定について

議案第13号 農地法第 5 条許可申請に関する意見決定について

北農業委員会告示

新潟市北農業委員会告示第 3 号

2 月定例総会の招集について

新潟市北農業委員会 2 月定例総会を下記のとおり招集する。

平成18年 2 月21日

新潟市北農業委員会

会 長 服 部 曾兵衛

記

- 1 日 時 平成18年 2 月28日（火）午前 9 時30分
- 2 場 所 豊栄農業協同組合葛塚支店「会議室」
- 3 会議に付すべき案件

議案第 7 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について

議案第 8 号 農地法第 3 条許可申請に関する処分決定について

議案第 9 号 農地法第 5 条許可申請に関する意見決定について

議案第10号 事業計画変更承認申請に関する意見決定について

議案第11号 買受適格証明願に関する処分決定について

議案第12号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

西農業委員会告示

新潟市西農業委員会告示第 2 号

2 月定例農地部会の招集について

新潟市西農業委員会 2 月定例農地部会を下記のとおり招集する。

平成18年 2 月22日

新潟市西農業委員会

農地部会長 大 岩 富 男

記

- 1 日 時 平成18年 2 月28日（火）午後 2 時00分
- 2 場 所 西川支所 3 階 農業委員会会議室
- 3 会議に付すべき案件

議案第 7 号 新潟市農用地利用集積計画の一部取消しについて

議案第 8 号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案第 9 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について

議案第10号 農地法第 3 条許可申請に関する処分決定について

議案第11号 農地法第 5 条許可申請に関する意見決定について

巻農業委員会告示

新潟市巻農業委員会告示第 2 号

2 月定例総会の招集について

新潟市巻農業委員会 2 月定例総会を下記のとおり招集する。

平成18年 2 月22日

新潟市巻農業委員会

会 長 亀 山 昇

記

- 1 日 時 平成18年 2 月28日（火）午前 9 時30分
- 2 場 所 巻支所 2 階 応接室
- 3 会議に付すべき案件

議案第 4 号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案第 5 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定
について

議案第 6 号 農地法第 3 条許可申請に関する処分決定
について

議案第 7 号 農地法第 5 条許可申請に関する意見決定
について

水道局告示

新潟市水道局告示第 5 号

新潟市指定給水装置工事事業者の指定について
水道法（昭和32年法律第177号）第25条の 3 第 1 項の規定により，下記のとおり新潟市指定給水装置工事業者に指定したので同条第 2 項の規定により告示します。

平成18年 2 月10日

新潟市水道事業管理者

局 長 長谷川 守
記

1 指定番号及び指定工事事業者名

第571号 シライホームサービス
有限会社

2 指定年月日 平成18年 2 月 9 日

新潟市水道局告示第 6 号

新潟市指定給水装置工事事業者の事業の廃止について
水道法（昭和32年法律第177号）第25条の 7 の規定により，下記の新潟市指定給水装置工事事業者より給水装置工事の事業の廃止について届出がありましたので，新潟市指定給水装置工事事業者規程第10条により告示します。

平成18年 2 月23日

新潟市水道事業管理者

局 長 長谷川 守
記

1 指定番号及び指定工事事業者名

第82号 株式会社 前山設備工業所

2 廃止年月日 平成18年 2 月 6 日